



寄稿

4 会社経営と家族信託



ファイナンシャルプランナー

山崎 忠寛

1. はじめに

家族信託は、『認知症による親の資産凍結を回避する予防手段』として近年注目されている方法ですが、同族会社の経営や事業承継にも活用できる優れた方法です。この寄稿では『会社経営と家族信託』について、簡単に説明させていただきます。

2. 家族信託で『デッドロック』の回避

会社の株式を100%所有するオーナー社長が、急に脳内出血で倒れ意思能力が無くなった場合、株主総会を開催する事が出来ません。定款に『代表取締役が事故が有る時の株主総会の招集権者』の記載があり、株主総会を開催出来たとしても、株式を100%所有するオーナー社長は意思能力が無く、議決権を行使する事が出来ません。この場合、社長に成年後見人を選任しないと、役員交代等の重要な議決を行う事が出来ません。一般的にこの状態を『デッドロック』と言います。

家庭裁判所に成年後見人の選任申し立てを行ったとしても、申し立てから選任までに通常は1～3ヶ月は掛かります。成年後見人に選ばれた土業の先生は、一般的に経営には素人で有る事が多く、後任社長に誰が適任かを判断するのに更に時間が掛かり、会社の経営に長期間の空白が生じます。経済情勢が目まぐるしく変化する現在、このような長期間の経営の空白が生じた場合、その会社は倒産するリスクがとても高いと言っても過言ではありません。

このようなリスクを回避するには、オーナー社長の所有する自社株式について、事前に委託者・受益者を社長、受託者を後継者や社長の家族とする家族信託契約（株式信託契約）をしておく、社長の意思能力が無くなっても、株主総会で受託者である後継者や家族が議決権の行使をして、オーナー家の意向で次期社長を決められます。更に、会社の配当は受益者である社長に支払われ、受託者は、その配当を社長の家族の生活費に当て

たり、社長の介護費用にする事が出来ます。

この家族信託契約を行なっても、社長が意思能力が有る間は、『自社株の議決権』は社長自身の指図で行使する仕組みを信託を利用する事により可能となります。この対策を行なっておく事で、社長が万が一、急な病気で意思能力がなくなっても、会社がデッドロックに乗り上げる事はないので、安心して経営に集中できます。

3. 事業承継での家族信託の活用

事業承継のタイミングと自社株を移すタイミングの調整に家族信託が使えます。通常、業績の良い会社は、内部留保が積上がり、高額な贈与税・相続税を支払って自社株を後継者に移さないといけないという問題を抱えています。

例えば、社長の長男が後継者として実力を付けて、長男を社長に就任させ、同時に株式も長男に移そうとしたが、自社株評価が非常に高く、自社株評価を下げる対策が必要になる場合があります。対策の効果が出て、贈与税を抑えて贈与出来るタイミングが10年後になる場合、社長の所有する株式の『議決権』を長男を受託者とする家族信託契約（株式信託契約）を行なう事で、長男が議決権行使を行なうようになります。10年後に自社株評価が下がった段階で、家族信託契約を解除し、株式を長男に贈与すると、贈与税負担が少なく自社株が移せます。

また、逆のタイミングも考えられます。ライバル会社に押されて数年間赤字続きで苦しい経営を経験し、内部留保を吐き出した会社が、やっとライバルを圧倒する新しい技術を開発し、今後は好業績が見込まれる場合、自社株の評価が低い今のタイミングで後継者である長男に贈与すれば、贈与税をほとんど支払わないで自社株が移転できます。しかし、長男はまだ若く、現社長は、『会社の経営権を長男に与えるのは15年後にしたい！』と考えています。このような場合、長男に自社株を贈与した後、株式の議決権、指図権を現社長に留保する信託を設計する

ことにより、現社長が議決権を握ったまま、経営権を持ち続ける事が出来ます。

4. 分散した株式を家族信託で集約

複数の親族に自社株が分散している場合、今後数代の相続を経ると更に株式が広く分散する危険性が有ります。株式が分散すると、面識の無い親戚の少数株主から、『会計帳簿閲覧請求権』『取締役会議事録閲覧請求権』を使って、経営に口出しされたり、『株主代表訴訟』を起こされたり、『株式買取請求権』を行使される危険性が有ります。『株式買取請求権』を行使され裁判となった場合、買取請求された株式の純資産価額に相当する現金を裁判所に供託しなければならず、最終的に買取価額の判決が下りるまで、会社の運転資金に大きな影響を与え、経営を揺るがす事態に発展しかねません。

このような事態を避ける為に、問題発生前に、一般社団法人を受託者として、親族から株式を信託してもらい『議決権の集約』を行なう事が非常に良い対策となります。

株式には自益権（株主が会社から利益を得る権利。剰余金配当請求権、残余財産分配請求権、株式買取請求権等）と共益権（株主が会社経営に参加・関与したり、役員を監督・是正する権利）があります。株式信託を行なう事で、株主の全ての権利を受託者である一般社団法人に持たせ、株式の配当等の金銭は、受益者（元の株主）の信託口座に振り込みます。株主の全ての権利を信託する為、親族が経営に介入したり、『株式買取請求権』を行使される心配がなくなります。

5. 最後に

当寄稿では、認知症の現場で注目を浴びる家族信託の、会社経営の現場での活用方法をいくつか紹介しました。高齢化が進む和歌山県においても、事業承継の現場で更に家族信託が活用され普及する事を願っております。